

市民税・県民税（住民税）

令和4年度の納税通知書を6月10日(金)に発送します

徴収方法や納税額、納期などのご確認を

新型コロナウイルス感染症の影響などにより所得税の確定申告書の提出期限を延長された人は、申告書の提出時期によっては税額の算定が間に合わず、申告内容が納税通知書に反映されていない場合があります。

内容が確認でき次第、更正を行い通知します。

【市民税・県民税の納期】

①普通徴収	1期 6/30(木)	2期 8/31(水)	3期 10/31(月)	4期 令和5年 1/31(火)
②年金からの特別徴収	令和4年4月・6月・8月・10月・12月・令和5年2月(計6回)			
③給与からの特別徴収	令和4年6月～令和5年5月の毎月(計12回)			

■市民税・県民税の徴収方法

①普通徴収

(銀行などで納付または口座振替)

②公的年金からの特別徴収

(年金からの引き落とし)

③給与からの特別徴収

(毎月の給与から天引き)

の3種類の方法があります。

6月10日(金)に納税通知書をお送りするのは①②の人です。③の人は、5月10日(火)に各事業所宛てにお送りしています。

■市民税・県民税の納付方法

①普通徴収対象の人

指定金融機関や九州内のゆうちょ銀行・郵便局(沖縄県除く)、市役所債権管理課35番窓口、各出張所、コンビニエンスストア、スマートフォン収納(LINE Pay、PayPay、PayB)で納付できます。詳しくは、納付済通知書の裏面をご確認ください。納付済通知書は折り曲げたり、汚したりしないようご注意ください。全期前納は各期納付済通知書をまとめてご利用ください。

②公的年金からの特別徴収対象の人

公的年金に係る税額のみ公的年金からの特別徴収となります。なお、公的年金

以外に所得がある人は、納付済通知書または口座振替給与からの特別徴収により納付していただきます。

市民税課普通徴収係
☎21-1111
内線(7713~7716)

市税に関する 証明請求の手続

所得・税額証明、納税証明、評価証明などの市税・資産税に関する証明は、個人情報にあたるため、本人の承諾がなければ発行できません。本人または住民票上同一世帯の親族以外の方が請求する場合は、本人の承諾内容を示す**委任状の提出または本人確認書類(原本)の提示**が必要です。(世帯分離をしている場合は同一世帯の親族になりません)

※請求書・委任状の様式は、市ホームページ↓「申請書ダウンロード」↓「生活」↓「税の証明や届出」からダウンロードできます。
請求場所 市民税課(グラウンドフロア市税証明窓口31番)、各出張所

▼ 証明請求に必要なもの

証明	請求者 (窓口に来る人)	必要なもの (本人確認書類=免許証・健康保険証など)
個人	本人 (住民票上同一世帯の親族)	・本人確認書類 (住民票上同一世帯の親族の本人確認書類)
	代理人 (本人以外の人)	・代理人の本人確認書類 ・本人の委任状(本人の印を押したもの)または本人確認書類(原本)の提示
法人	代表者	・代表者個人の本人確認書類 ・法人印(代表者印または社印)
	代理人 (代表者以外の人)	・代理人の本人確認書類 ・法人印(代表者印または社印)または法人印(代表者印または社印)を押した委任状

※窓口に来る人は、必ず本人確認書類をお持ちください。

※所得・税額証明(本人分のみ)は、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードの利用により、コンビニで取得できます。詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎ 市民税課税制係 ☎21-1111 内線(7711・7712)

▼ 一般委任状の書き方の例

委任状
令和〇〇年〇〇月〇〇日

別府市長 あて

代理人 住所
氏名

私は、上記の者を代理人と定め〇〇証明の交付請求及び受領に関する権限を委任します。

・必要年度 年度(通)

委任者
住所
氏名
生年月日

(印)

※便せんなどの用紙に記入してください。

介護保険料のお知らせ

令和4年度介護保険料の納入通知書を6月10日(金)に発送します

所得段階	年間保険料額	所得段階の説明	
第1段階 (基準額×0.3)	21,400円	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の基準所得額(注1)が80万円以下の人 世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	
第2段階 (基準額×0.5)	35,700円	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の基準所得額(注1)が80万円超120万円以下の人	
第3段階 (基準額×0.7)	49,900円	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の基準所得額(注1)が120万円超の人	
第4段階 (基準額×0.9)	64,200円	世帯の誰かが市町村民税課税で本人が市町村民税非課税	前年の基準所得額(注1)が80万円以下の人
第5段階 (基準額)	71,300円		前年の基準所得額(注1)が80万円超の人
第6段階 (基準額×1.2)	85,600円	本人が市町村民税課税で、前年の基準所得額(注2)が120万円未満の人	
第7段階 (基準額×1.3)	92,700円	本人が市町村民税課税で、前年の基準所得額(注2)が120万円以上210万円未満の人	
第8段階 (基準額×1.5)	107,000円	本人が市町村民税課税で、前年の基準所得額(注2)が210万円以上320万円未満の人	
第9段階 (基準額×1.7)	121,300円	本人が市町村民税課税で、前年の基準所得額(注2)が320万円以上の人	

(注1) 基準所得額＝課税年金収入額＋合計所得金額－長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額－公的年金等に係る雑所得
※合計所得金額に給与所得が含まれている場合、給与所得(給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除適用前の金額)から最大10万円控除します。

(注2) 基準所得額＝合計所得金額－長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額
※合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から最大10万円控除します。

保険料の軽減等

普通徴収の人には、介護保険料納入通知書を、特別徴収の人には、介護保険料特別徴収開始通知書を発送します。

普通徴収の人は、金融機関や郵便局をはじめ、コンビニエンスストアやスマホアプリでも納付できます。利用可能な店舗や条件については納付書裏面をご確認ください。

■生活困窮

65歳以上の被保険者のうち、保険料の所得段階が第1段階(生活保護受給者を除く)から第3段階の人で、次の要件を全て満たし、特に生活が困窮していると認められる場合は介護保険料の一部を軽減します。

※昨年度軽減が適用された人も、今年度新たに申請が必要です。

※申請日よりあとの納期にかかる保険料が対象ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度の申請に限り、

令和4年11月末までの申請は6月に申請があったものとして取り扱います。

軽減の要件
(全てを満たすこと)

- ①世帯全員の収入額が生活保護基準の1.2倍以下
- ②市町村民税課税者に扶養されていないこと
- ③資産等を活用してもなお生活が困窮すると思われる状態にあること
- ④同一生計世帯員の現金及び預貯金の合計額が35万円を超えないこと

■新型コロナウイルス関係(令和4年度のみ)

※令和5年3月末まで申請受付します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を主として維持する人が死亡や重篤な傷病を負った場合、または事業の廃止や失業した場合、あるいは事業収入などが著しく減少した場合に、介護保険料を免除または軽減します。

※提出書類など詳しくはお問い合わせください。

●申請

介護保険課
☎(21)1463

児童手当

を受けている人へ

毎年6月に提出していた現況届が原則、提出不要となります。

ただし、次の①～⑤に該当する受給者は現況届の提出が必要です。

- ①離婚協議中で配偶者と別居している人
 - ②配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実態と異なる人
 - ③支給要件児童の戸籍や住民票がない人
 - ④法人である未成年後見人や施設等受給者の人
 - ⑤その他、別府市から提出の案内があった人
- ※現況届の提出が必要な人には、5月末頃に届出用紙を郵送します。
- ※必要書類を確認のうえ、届出用紙に記入してお持ちいただくか、同封している返信用封筒で提出をお願いします。
- 提出期限** 6月30日(木)まで
- ※詳細は電話で左記へ。

●問い合わせ

子育て支援課
給付支援係
☎(21)1427

国民健康保険（国保）税

令和4年度の納税通知書を

6月13日(月)に発送します

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人に対する減免制度については、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

保険税は皆さんの医療費にあてられる国保の大切な財源です。必ず納期内に納めましょう。市内金融機関や郵便局をはじめ、コンビニエンスストアやスマホアプリでも納付できます。納付書に利用可能な店舗や条件を記載してありますのでご確認ください。

※6月は市役所から各種納付書の発送が重なるため、納付書の到着日が前後することがあります。

■国保税の更正

次のような被保険者が世帯にいる場合は、他市町村に前年の所得を照会中のため、所得0として算定しています。照会結果により第2期以降に国保税額を更正する場合があります。

①令和4年1月2日以降別

府市に転入などにより加入された人

②住民税が他市町村で課税される人

■加入手続は14日以内に
離職などにより社会保険などほかの健康保険の資格がなくなった人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

加入手続が遅れると、加入しなければならなかった日までさかのぼって保険税を納めなければならず、いざ病院にかかるときに医療費を全額負担しなければならぬ場合もあり、大きな負担となる可能性があります。現在無保険の人は、今すぐ加入手続をしてください。

■国保加入者で次の異動があった人は必ず届出を

①社会保険などほかの健康保険に加入した。

②住所や世帯主が変わった。

問 保険年金課

☎(21)1148

令和4年度国民健康保険税の改定

令和4年度の国民健康保険税について、

下記のとおり改定します。



国民健康保険の税率等

	医療分 (0歳～74歳)		後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)		介護分 (40歳～64歳)	
	旧	新	旧	新	旧	新
所得割率 (1人ずつ計算)	9.80%	9.80%	2.40%	2.40%	2.72%	2.72%
均等割額 (1人につき計算)	27,200円	27,200円	7,000円	7,000円	9,800円	9,800円
平等割額 (世帯につき計算)	23,000円	20,000円	4,600円	4,600円	7,000円	7,000円
限度額	63万円	65万円	19万円	20万円	17万円	17万円

改定内容

問 保険年金課

☎(21)1148

医療分の平等割額が3千円下がります。

未就学児（義務教育就学前）の子どもの均等割額（医療分＋後期高齢者支援金分）が5割軽減されます。

賦課限度額の医療分を2万円、後期高齢者支援金を1万円それぞれ引き上げ、国の基準に合わせます。

医療分 被保険者の医療給付費（窓口負担分を除いた医療費）の支払いにあてる分

後期高齢者支援金分 75歳以上の後期高齢者の医療費を支援するため現役世代が負担する分

介護分 40歳から64歳（介護2号被保険者）を対象とした介護保険料相当分（加入する医療保険で負担）

国民健康保険税の改定に伴う影響額

※下記の表を参考

※40歳の夫婦2人と子ども2人（うち未就学児1人）で加入の場合（所得は1人分として計算）

計算の例	所得0円		所得200万円		所得760万円	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
医療分	39,500円	34,500円	259,300円	246,000円	630,000円	650,000円
後期高齢者支援金分	9,700円	8,700円	63,700円	60,900円	190,000円	200,000円
介護分	7,900円	7,900円	63,900円	63,900円	170,000円	170,000円
合計	57,100円	51,100円	386,900円	370,800円	990,000円	1,020,000円
差額	- 6,000円		- 16,100円		+ 30,000円	

国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「仕事などで納付や加入・脱退の手続に行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。納付や納付相談、加入や脱退の手続にご利用ください。電話での相談も受け付けます。

日時 6月10日(金)、22日(水)
17時30分～20時

☎ 保険年金課
(21) 1148

税務署からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税の予定納税(第1期分)をお忘れなく

令和4年分の「所得税及び復興特別所得税」の予定納税(第1期分)の納期限は、令和4年8月1日(月)です。納期限までに、金融機関または税務署で納付してください。

※「振替納税」を利用して
いる人は、納期限前日までに口座の残高をご確認ください。

※インターネットを利用した電子納税手続については、e-Taxホームページをご覧ください。

☎ 別府税務署
(23) 2111

HP <https://www.e-tax.nta.go.jp>

令和4年度の後期高齢者医療保険料

令和4年度の保険料率
後期高齢者医療の保険料率は左記のとおりです。

均等割額	所得割率	賦課限度額
5万3千6百円	10.32%	66万円

■保険料の計算方法

被保険者である高齢者一人ひとりが後期高齢者医療保険料を負担します。保険料額は被保険者全員が等しく負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額を合計して個人単位で計算されます。

■保険料軽減措置

世帯の状況に応じて左記のとおり均等割額が軽減されます。

軽減割合	令和4年度
7割	「基礎控除額(43万円)」+ 10万円 ×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯
5割	「基礎控除額(43万円)」+ 28.5万円×世帯の被保険者数 + 10万円×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯
2割	「基礎控除額(43万円)」+ 52万円×世帯の被保険者数 + 10万円×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯

※令和4年度保険料額決定
通知書は、7月中旬に送付します。

☎ 保険年金課
(21) 1148

大分県後期高齢者医療広域連合
☎ 097(534)1771

金婚式を迎える

ご夫婦をお祝いします

対象 令和4年4月1日～

令和5年3月31日の間に、結婚50周年を迎えるご夫婦(昭和47年4月1日～昭和48年3月31日の間に婚姻届を出されたご夫婦)

お祝品 お祝状、記念品

申請方法 高齢者福祉課または各出張所にある申請書に必要事項を記入し、戸籍謄本を添付して申請してください。

※戸籍謄本の請求には、顔写真付き身分証明書などと手数料450円が必要です。

申請期限 6月30日(木)
申請・☎ 高齢者福祉課
(21) 1442

不法投棄は犯罪です

☎ 不法投棄すると罰せられます

適正なルールに則らず、家電品などの粗大ごみや家庭ごみ、事業活動に伴って生じたごみなどを不法に山林、河川、道路、公園、他人の土地などに捨てたり、埋めたりすると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で5年以下の懲役若しくは1千万(法人は3億円)

以下の罰金、またはこれらが併科されます。

■土地所有者(管理者)の人へ

ごみを捨てた人が見つからない場合は、土地の所有者(管理者)が処分しなくてはなりません。

日頃から土地の適正な管理(草を刈る、柵の設置をするなど)を行い、不法投棄をされない環境づくりをお願いします。

※私有地内に、不法投棄された場合、市ではごみを撤去することはできません。

■不法投棄をなくすために

未然防止、早期発見のために、看板の設置やパトロール、監視カメラの設置を行い、不法投棄は年々減少傾向です。

ごみの出し方がわからない時や、不法投棄を見かけた時は、市役所生活環境課までご連絡ください。

※ごみ収集日の順守、ごみの適正処理、リサイクルに



ご協力をお願いします。

☎ 生活環境課清掃事務所
(66) 5353

6月1日は「景観の日」 6月は「まちづくり月間」

皆さんの思い浮かべる「住み良く美しいまち」とはどのようなまちですか。

ひとつひとつの建物が集まり、まち並みをつくっていきます。皆さんの心掛けで、別府市を魅力あるまちにしていきたいと思います。

※市内で一定規模以上の建築や開発行為、建物の色を変える場合には届出が必要です。

※鉄輪温泉地区・明礬温泉地区で建築や開発行為または建物の色を変える場合、全て届出が必要です。

問 都市計画課
都市開発係
☎(21)1471

危険ブロック塀等 除却費用の補助

補助対象 コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他組積造による塀

補助要件 次の①～④の全てに該当し、市が危険であると確認したブロック塀など

ク塀など

① 道路に面するもの

② 高さが1m以上のもの

③ ひび割れまたは傾きが認められるもの

④ 建築基準法第44条第1項(道路内の建築制限)の規定に違反していないもの

※右記のほか、公道に倒壊するおそれがあるなど、状況により対象となる場合があります。

※隣家との境界や敷地内の通路に面しているものは対象外

補助対象者 別府市内にブロック塀などを所有または管理する人でブロック塀などの除却を行う人

※ただし、次のいずれかに該当する場合は除却。国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体

・補助申請を行う土地で、この補助金の交付を受けたことがある人

※この補助金によるブロック塀などの除却は、一面の土地につき一度のみです。

・交付決定前に業者との契約や除却工事を行った人

補助金額 ブロック塀など除却費用の2分の1以内(上限7万円※千円未満切り捨て)

申請期限

令和5年1月31日(火)まで

※令和5年2月28日(火)までに完了報告ができるものに限りです。

※申請受付は先着順です。なお、募集は予算の範囲内で行うため、上限に達し次第募集を締め切ります。

問 都市計画課

☎(21)2570

別府市資源活用事業 チャレンジ補助金

別府市の資源を活かした事業の
創出や拡充を支援します

補助対象者

① 別府市内に事務所などを有する中小企業者または、別府市内に事務所を置き、新規に創業しようとする中小企業者(創業者は、創業支援等事業者の支援を受けていること)

② 市税を完納していること

対象事業 別府市の資源を活用することが条件です。

チャレンジ枠…新たな事業を開始し、商品やサービスを提供する事業など

拡充枠…事業を変更することなく、新たな商品やサービスを提供する事業など

創業枠…令和4年4月1日以降に創業をした人が行う事業

補助金額

チャレンジ枠・創業枠/上限500万円

拡充枠/上限100万円

※補助対象経費の3分の2以内(1,000円未満切り捨て)

※審査のうえ、予算の範囲内で補助金額を決定します。

補助対象期間 申請日～令和5年1月31日(火)

募集期間 令和4年6月1日(水)～8月10日(水)

交付決定 審査のうえ、採択者には決定通知を交付します。

※申請を検討する人は、事前にご相談ください。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

問 産業政策課 ☎21-1132

国民年金の学生納付特例制度

令和4年度の1か月分保険料額 = 16,590円

※学生納付特例制度では4月～翌年3月となります。

※学生で前年所得が一定以下の人は、申請することで、国民年金保険料の納付が猶予されます。

必要書類 基礎年金番号通知書または年金手帳、本人確認書類、在学期間のわかる在学証明書の原本または学生証(有効期限、学年、入学年月日の記載がある)のコピー

申請場所 保険年金課国民年金窓口(別府市役所) 別府年金事務所(西野口町)

※別府市役所での申請は別府市に住民票がある人に限ります。

※猶予されている期間は年金受給資格期間に含まれますが、将来受け取る年金額へ反映されません。猶予期間について10年間さかのぼって支払うことのできる追納制度があります。

問 別府年金事務所 ☎22-5111

小・中学校用 教科書展示会開催

市民の皆さんを対象にした小・中学校用教科書展示会を毎年開催しています。

期間 6月1日(水)～14日(火)

閲覧時間 9時～17時

※土・日曜日も閲覧できます。

展示物 令和4年度に別府市立小中学校が使用している教科書

展示会場 別府市教育相談センター(野口ふれあい交流センター南館3階)

※期間が変更になる場合は、市ホームページでお知らせします。

子ども医療費の助成を拡大します

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和4年10月診療分から助成対象を拡大します。

別府市に在住の小・中学生の通院に係る医療費(保険診療分)が新たに助成対象となります。

区分	課税世帯小・中学生	
	改正前	改正後
助成対象	入院/無料	入院/無料・通院/1医療機関ごと1回500円まで(負担上限/月4回まで、5回目以降は無料、月最大2,000円)・調剤/無料

※助成を受けるためには申請が必要です。対象者には、6月下旬に申請書などを送付します。対象児童の健康保険証の写しを添付し、返信用封筒で申請書を返送してください。

※市町村民税非課税世帯の小・中学生は通院、入院ともに無料です。

☎ 子育て支援課 ☎ 21-1427

農地農業相談

☎ 学校教育課 ☎ (21)1574

日時 6月16日(木)

13時30分～15時30分

場所 市役所4階

農業委員会室

内容 農地、農業に関する相談など

相談員 農業委員・農地利

用最適化推進委員

※予約は6月8日(水)までに

☎ 電話で左記へ申込み。

☎ (21)1178

☎ 農業委員会事務局

☎ 21-1178



令和4年度ひとまもり・おでかけ支援事業

バス回数乗車券を販売します



市内に居住する高齢者の移動手段確保を目的に、バス回数乗車券購入費の一部を助成します。

販売期間・場所・必要なものなど

購入・利用できる人	別府市の住民基本台帳に記載されており、昭和28年4月1日以前に生まれた人
対象路線・区間	大分交通(株)と亀の井バス(株)が運行する路線バスで別府市内の区間
販売価格	1冊1,000円(額面2,000円分) ※1人12冊まで
販売期間	7月1日(金)～令和5年3月31日(金)(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 亀川・朝日・南部の3出張所では、6月28日(火)から先行販売を行います。 ※7月上旬は混雑が予想されます。バス回数乗車券は、充分にご用意していますので、新型コロナウイルス感染対策のため、できるだけ混雑時期を避けてお越しください。
販売場所・時間	<p>■先行販売【6月28日(火)～30日(木)】 亀川・朝日・南部出張所 9時～16時 ※7月1日(金)以降も引き続き販売します。</p> <p>■通常販売【7月1日(金)～】 市役所1階高齢者福祉課 9時～16時30分 ※7月1日(金)、4日(月)～8日(金)までは市役所1階特設会場 亀川・朝日・南部出張所 9時～16時</p>
利用可能期間	令和4年7月1日(金)～令和6年6月30日(日)
必要なもの	運転免許証、健康保険証などの本人確認書類、印鑑 ※代理で購入する場合は、購入者の本人確認書類、印鑑をお預かりのうえ、窓口に来る人の本人確認書類もお持ちください。

県内の新型コロナウイルス感染状況によっては、販売開始時期が変更になる場合があります。

※詳しくは右記へお問い合わせください。☎ 高齢者福祉課 ☎ 21-1442

普通救命講習

日時 6月12日(日)
9時～12時

場所 消防本部4階
第1会議室

※エレベーターはありません

内容 心肺蘇生法、AED

取扱い要領、止血法など

定員 15人(先着順)

※電話で左記へ申込み

※当分の間市内居住または

市内事業所などでお勤め

の人に制限します。

※受講の際は、感染症対策

にご協力ください。

申問 消防本部警防課

☎(25)1124

債務者相談会

(要予約)

弁護士による30分程度の
相談です。

借金問題でお困りの人は
ご相談ください。

日時 6月9日(木)

13時30分～16時30分

場所 市役所1階

レセプションホール

定員 各6人(先着順)

申問 産業政策課

☎(21)1881

6月23日～29日は男女共同参画週間

〈令和4年度キャッチフレーズ〉

～「あなたらしい」を築く、「あなたらしい」社会へ～

内閣府では、「男だから」「女だから」といった性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重し、自身の可能性を信じて誰もが生きがいを感じられる社会づくりを推進しています。

別府市では、令和3年度に「湯のまちべっぴん 第3次男女共同参画プラン」(令和3～12年度の10か年計画)を策定しました。計画策定に伴い、別府市でアンケート調査を行った結果、「男は仕事、女は家庭」のような固定的な性別役割分担意識について「同感できない」という意識が前回調査よりも高まっていることがわかりました。一方で、仕事と家庭の両立の難しさなどの課題があることもわかりました。

『「あなたらしい」を築く、『あなたらしい』社会へ』を実現するためには、皆さん一人ひとりの取組が必要です。この機会に、身の回りのことからできる男女共同参画社会づくりについて考えてみませんか。

申問 別府市男女共同参画センター ☎21-8289

別府市功労表彰推薦募集(市民活動部門)

市民活動(ボランティア・善行活動など)を長年にわたって続け、社会に貢献されている人をご紹介します。

表彰対象 市民若しくは市に関係ある個人、
または市内に主たる事務所を有する団体

対象となる活動

- ①常時または定期的に行われたボランティアで市民生活の向上に貢献した活動(月1回以上の活動で、個人10年以上・団体12年以上)
- ②他の模範となる善行活動
- ③公共的団体などへ継続して行った寄付(個人20年以上・団体25年以上)

推薦方法

推薦書に記入し、直接または郵送・メールで下記へ。
推薦書は下記窓口や各出張所、各地区公民館で配布しています。市ホームページでダウンロードもできます。

募集期限 6月30日(木) ※郵送は必着

選考方法 別府市表彰審査会で受賞者を決定し、9月以降に通知します。

表彰式 11月3日(木・祝)

申問 秘書広報課 ☎21-1123
✉sec-ma@city.beppu.lg.jp



▲市ホームページ

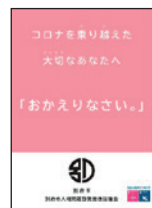
わたしたちのねがい

新型コロナウイルス感染症と人権

～医療をめぐる人権問題～

一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の流行に対しては、現在、ワクチン予防接種による対策が進められているところですが、感染人数は増減を繰り返している状況です。

このような状況の中で、下記のような問題が生じています。



「おかげりなさい。ポスター」

■予防処置(接種・マスク等)について

- ・予防処置できない人に対して、予防処置を強要する
- ・予防処置を行っていない人が、他の人の予防処置に対して妨害行為を行う

■感染者について

- ・「自分は感染者を差別しない」と思っている、自分が感染すると「差別されるのではないか」と不安を抱く
 - ・感染者本人及び濃厚接触者だけでなく、これらの人々と関係があると思われた程度であっても、周囲から誹謗・中傷または疎外を受ける
- 新型コロナウイルス感染症を乗り越えて戻ってきた人々は少なくありません。戻ってくる人も、待っている人も、人の気持ちに寄り添う気持ちを大切に、そして、共生社会実現に向け、「誰一人取り残さない」姿勢と強い意思表示を込め、「おかげりなさい。」ポスターを作成しています。ポスターは、市ホームページ(市政→人権)などで公開しています。

これからも、私たち一人ひとりが正しい知識を持ち、新たな情報に対して冷静に対応し、新型コロナウイルス感染症をめぐる不当な差別や風評被害を生み出したり拡散したりしないよう、改めて人権について考えてみましょう。

申問 共生社会実現・部落差別解消推進課 ☎21-1291

■毎年6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員制度をご存じですか。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に、制度の周知を呼びかけるとともに、人権尊重思想の啓発に取り組んでいます。

別府市では、市長が推薦し、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員が活動しています。

小野正春、安達美和子、高尾加代子、徳田貴美子、松本久美子、佐藤久美子、伊藤貞之、神宮千鶴、児玉明、宮脇命人、雨宮洋子、河野重義、早崎久砂美(敬称略)

困っていることや、悩みごとがあれば、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

〈人権・行政困りごと相談所〉

日時 6月1日(水) 10～15時

場所 市役所1階レセプションホール

申問 大分地方法務局人権擁護課 ☎097-532-3161

人権啓発センター の各種講座

場所 人権啓発センター
(石垣東10丁目)

※参加希望の人は、下記へ
電話で申込み。

◆じんけんふれあい教室

日時 6月14日(火)
10時～12時

内容 お手軽絞り染め
持ち物 Tシャツなど、お
好みの布地・布製品

講師 竹川美砂恵さん
(白色、綿など素材100%)

◆人権ミニ講座

日時 6月16日(水)
10時～11時30分

テーマ 外国人と人権

演題 笑顔で元気！
「一人ひとりが輝い
て生きるために」

講師 大分県人権問題
研修講師

マックビーン光子さん

◆市民人権講座

日時 6月22日(水)
10時～12時

テーマ 的ヶ浜焼払い事件

演題 別府的ヶ浜焼払い事
件・真相

講師 大分県教育文化総合
研究所 講師団

申問

大畑貞治さん
共生社会実現・
部落差別解消推進課

☎(21)1291

☎(23)6163

身近な人権講座

日時 6月24日(金)
14時～16時

場所 北部地区公民館
(上人ヶ浜町)

テーマ 外国人と人権

演題 笑顔で元気！
「ちがっているのが
あたりまえ」

講師 大分県人権問題
研修講師

マックビーン光子さん

問 共生社会実現・

部落差別解消推進課

☎(21)1291

人権相談(要予約)

部落差別問題をはじめとし
た人権問題に関する各種相談
を電話や面接でお受けします。

日時 月～金曜日
9時～16時

※受付15時30分まで。

※祝日、年末年始は除く。

場所・申問 人権啓発セ
ンター(石垣東10丁目)

☎(23)6163

消費生活相談

消費生活に関するトラブル
などの相談を受けています。

日時 毎週月～金曜日
9時～16時30分(祝日除く)

相談員 消費生活専門相談員

場所・申問 別府市消費生
活センター(市役所4階産
業政策課内) ☎(21)1881

子どもに関する 弁護士専門相談

一人で悩みを抱えずに、
ぜひご相談ください。

日時 6月24日(金)
16時～18時

場所 光の園子どもセンター
パーネム内(荘園)

内容 子どもや子育て環境
に関する悩みを、法律や
人権の観点から弁護士に
相談できます。

※1人30分程度。要予約。
※電話で左記へ申込み。

申問 別府市子ども家庭
総合支援拠点(光の園)

☎080(3371)0874

マイナンバーカード申請、マイナポイント申込み、健康保険証利用登録、 公金受取口座登録のサポート

市役所1階に申請サポート窓口を常設しています。

平日 9時～17時

時間外窓口 【夜間】19時まで

6月7日(火)、23日(木)

【休日】9時～12時 6月18日(土)

【出張窓口】 9時～16時

6月8日(水) 南部出張所

6月15日(水)～17日(金) 別府扇山郵便局、

別府鉄輪郵便局、別府亀川郵便局

6月22日(水) 北部コミュニティーセンターあすなろ館

6月29日(水) 朝日大平山地区公民館(朝日出張所)

他にも、商業施設
などでの実施を
予定しています。



最新情報

ポイントの
受取は6月
以降予定

手続に必要な持ち物

《マイナンバーカードの申請》写真撮影無料！

- QRコード付き交付申請書または通知カード
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

《マイナポイントの申込み》

- マイナンバーカード
- カード取得時に設定した4桁のパスワード
- キャッシュレス決済で使用するカードや、アプリが入ったスマートフォン

《マイナンバーカードの健康保険証利用登録》

- マイナンバーカード
- カード取得時に設定した4桁のパスワード

《公金受取口座の登録》

- マイナンバーカード
- カード取得時に設定した4桁のパスワード
- ご本人名義の通帳など、口座情報がわかるもの
(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号が必要です)

問 申請サポートに関すること 情報政策課 申請サポート窓口 ☎75-8521 (平日9時～17時)

マイナンバー制度全般に関すること マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178 (平日9時30分～20時、土日祝9時30分～17時30分)